

障害者福祉システム等標準化検討会
合同ワーキングチーム（第1回）
令和5年6月9日 【資料3】

障害者福祉システム等標準化検討会 第1回合同WT

第1回WTの検討概要

令和5年6月9日
事務局提出資料

1. 令和5年度に検討を要する主な論点(制度改正を契機とする見直し)

- 障害者福祉システム等標準化検討会第1回(令和5年5月25日開催)で提示した主な検討論点について、現時点で以下のとおりとなっております。

制度改正を契機とする見直し

赤文字が追加・変更箇所

No	検討の論点	改定の時期	検討の時期
1	令和6年4月施行の障害者総合支援法等の一部改正の対応 ※「障害福祉サービス等報酬改定検討チーム」における検討等を踏まえ、令和5年度下期に検討を予定	令和6年3月	令和5年度下期に検討
2	精神障害者保健福祉手帳の旅客運賃の割引対応(省令改正対応)	令和6年3月(予定) 鉄道事業者の運賃割引実施時期に関する国土交通省からの回答により改定の時期は確定	可能であれば、 令和5年度下期に検討
3	特別児童扶養手当証書の廃止に伴う対応(省令改正対応)	令和6年3月(予定) 省令改正の時期により、可能であれば令和5年8月に改定	令和5年度下期に検討

制度改正を契機とする見直しは、下期の検討を予定

2. 令和5年度に検討を要する主な論点（制度改正以外を契機とする見直し）

制度改正以外を契機とする見直し

赤文字が追加・変更箇所

No	検討の論点	補足説明	改定の時期	検討の時期
1	横並び調整方針の令和5年5月改定予定に伴う対応	標準仕様書改版の際に、機能要件の改版箇所について判別できる資料を公表する内容を「横並び調整方針2.」に追加	令和5年8月 機能・帳票要件のフォーマット変更に関するものであるため、次期改定に合わせて対応	検討不要 ※気になるところがあればご意見をいただく
2	令和5年3月30日時点のデータ要件・連携要件の改定において業務横断的に変更した箇所での影響のある部分の整合対応	変更された箇所は以下となる <ul style="list-style-type: none"> ・業務横断的に統一すべき型・桁等の修正 ・事業者からのご意見より業務横断的に規定を統一すべき内容の反映（市区町コードの既定、口座情報等） ・リクエストキー及びデータ項目（ローマ字）の削除 ・各業務の基本データリストで変更があった内容について他業務影響する部分の反映 ・引越しOSSIに関する連携要件の追加 ・共通機能との連携規定（住登外者宛名管理・団体内統合宛名・申請管理・統合収納管理・統合滞納管理） ・API連携からファイル連携を主としたことによる共用データリストの削除 	令和5年8月 正誤表による対応 ※公表の仕方や時期は今後調整	検討不要 ※気になるところがあればご意見をいただく

制度改正以外を契機とする見直しについては、令和5～7年度の移行期間においては、統一・標準化の取組を優先するため、原則見直ししないこととなっており、また、検討論点が上記であるため、標準仕様書を改定するのではなく、正誤表で対応することとしている

3. 令和5年度に検討を要する主な論点(検討中・今後検討)

追加・変更箇所なし

以下については、検討の論点とするかについて検討中又は今後検討となっている。

・指定都市要件の「成案」で、2.1版に反映済の機能(39件)について、指定都市以外の市区町村への適用

「標準仕様の指定都市における課題等検討会」による対応ではあるが、指定都市に限定されない要件も多数見受けられたところ、反映にあたってはWTにおける検討や全国意見照会を行えなかったことから指定都市のみの要件として2.1版に反映しているため。

・指定都市要件の「成案」で、反映を見送った要件(3件)の追加

・指定都市要件の「再検討」(265件)について、必要な要件を追加

・公費負担医療のオンライン資格確認の対応

令和5年3月8日に開催された「医療DX推進本部幹事会(第2回)」における「医療DXの推進に関する工程表(骨子案)」により、対応が必要になると想定されているため。

4. 正誤表による対応内容

- 正誤表は47件となっており、正誤表のイメージは次のとおりとなっております。
- 正誤表のフォーマットにつきましては、今後の調整により変更となる可能性があります。また、正誤表の公表の仕方や時期につきましては、調整中となります。

第2.1版に対する正誤表

障害者福祉システム標準仕様書【第2.1版】正誤表

No.	資料名	頁	事業名	該当箇所	訂正箇所		更新日	備考
					誤	正		
1	標準仕様書 (本編)	5-00.本編		第1章 本仕様書について 2. 対象 (2)対象分野	本仕様書が規定する対象分野は、地方公共団体情報システムの標準化に関する法律第二条第一項に規定する標準化対象事務を定める政令(令和4年1月政令第1号。以下「標準化対象事務政令」という。)第13号又は第18条及び地方公共団体情報システムの標準化に関する法律第二条第一項に規定する標準化対象事務を定める政令に規定するデジタル庁令・総務省令で定める事務を定める命令(令和4年1月デジタル庁令・総務省令第1号)第12条に定めるとおりとする。	本仕様書が規定する対象分野は、地方公共団体情報システムの標準化に関する法律第二条第一項に規定する標準化対象事務を定める政令(令和4年1月政令第1号。以下「標準化対象事務政令」という。)第13号又は第18号及び地方公共団体情報システムの標準化に関する法律第二条第一項に規定する標準化対象事務を定める政令に規定するデジタル庁令・総務省令で定める事務を定める命令(令和4年1月デジタル庁令・総務省令第1号)第12条に定めるとおりとする。	R5.6.9	誤記を訂正しています。
2	(別紙2)機能・帳票要件	14-01.障害者福祉共通		機能ID:0220122	統合する金融機関、支店の口座情報に対して、統合後の金融機関コード、 <u>支店コード</u> に一括置換できること。	統合する金融機関、支店の口座情報に対して、統合後の金融機関コード、 <u>店舗番号</u> に一括置換できること。	R5.6.9	機能ID:0220082「店舗番号」(横並び調整方針における表記)に合わせています。
3	(別紙2)機能・帳票要件	28-02.身体障害者手帳		機能ID:0220228 要件の考え方・理由		<u>管理項目の「住所コード」は、基本データリストのデータ項目ID:02203003「住所市区町村コード」、02203004「住所町字コード」が該当する。なお、カスタマーコードを印字する等の理由により独自に住所コードを保持するのは可能である。</u>	R5.6.9	基本データリストと整合させるため、機能ID:0220228の要件の考え方・理由として追記しています。
4	(別紙2)機能・帳票要件	28-02.身体障害者手帳		機能ID:0220228 機能要件	住所コード 旧住所 転入日 新住所 転出日	住所コード 旧住所 <u>旧住所方書</u> 転入日 新住所 <u>新住所方書</u> 転出日	R5.6.9	基本データリストと整合させるため、また「住所」及び「住所方書」に合わせるため、管理項目に「旧住所方書」及び「新住所方書」を追加しています。

正誤箇所は赤文字下線で記載

正誤理由等を記載